別記様式第３号（第８条関係）

【議会基本条例第 10 条第１項関係】

政策等情報の説明資料

令和元年　12 月定例会

議案の件名	議案第 81 号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・[条例] その他（　　）

〈政策等の概要〉

児童福祉法第 34 条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

〈他の自治体の類似する政策等との比較〉

他市も同様に改正が行われる。

〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源

〈政策等を必要とする背景〉

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）10 条３項）の事務・権限については、平成 31 年度から指定都市も実施できることとし、平成 30 年度中に省令を改正する」こととされたことを受け、平成 31 年４月１日に改正厚生労働省令が施行され、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなった。これを受け、本市においても条例の一部改正を行うものである。

〈将来にわたる効果及びコストの状況〉

近年、入会児童数の増加に伴い、支援員の増員も必須となるが人員不足が危惧される。今回の改正により、支援員の資格要件が拡大することで、人員確保に繋がることが期待される。

〈提案に至るまでの経緯〉

平成 31 年３月 29 日、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布（平成 31 年４月１日施行）

〈総合計画等の整合〉

“かたのサイズ”をめざす像（主要３つ）	5.働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている 12. 安心して子どもを生み育てることができる 18. 子どもたちの未来に明るい希望がある

○その他の計画（該当する場合のみ）

計画名称	
策定年度	
計画期間	

〈市民参加の状況〉

有・[無]（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

〈政策等の実施時期〉

公布の日

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
生涯学習推進部	青少年育成課	[有]・無　新旧対照表等

議案第８１号　参考資料

生涯学習推進部青少年育成課

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1　条例改正の目的

平成３１年４月１日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことから、本市においても条例の改正を行い、放課後児童支援員の人員確保に繋げるようにするもの。

2　条例改正案の内容

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する、放課後児童支援員の資格要件に、「指定都市の長が行う研修を修了したもの」を加える。

3　施行日

公布の日から施行する。

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案　新旧対照表

新	旧
（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）～（１０）　（略） ４・５　（略）	（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）～（１０）　（略） ４・５　（略）